

# 神奈川県弁護士会新聞

発行所  
神奈川県弁護士会  
横浜市中区  
日本大通9番地  
☎045-211-7707  
URL <https://www.kanaben.or.jp/>

## 「死刑執行の停止及び死刑制度の廃止に向けた取り組みを求める決議」を可決

### 臨時総会開催

3月2日、県民ホール(小ホール)において、臨時総会が開催された。  
開会に先立ち、日弁連副会長を務めた延命政之会員からこれまでの活動報告があり、続いて、剣持京助前会長の開会宣言及び挨拶がなされた。

#### 剣持前会長挨拶

この1年間は、会務の合理化、総会の開催方法やあり方、今後の会館維持についての方策等、将来につながる議論を始める年と位置付けていたが、コロナ対策に追われ

て十分な取り組みを行う余裕がなかった。  
今後の課題は、会の求心力をどう維持するかだと考えている。最近ではZoom等のオンライン会議が定着しつつあるが、特に若い会員に対しては、今日のように皆で集まって行うリアルな議論の良さを感ずり取ってほしい。

今年度、社会保険への加入の要否が問題となつた理事者報酬については、副会長は加入不要、会長は必要という結論となった。自身は、厚生年金に加入した上で受領する予定である。

コロナ禍のため1回のみ開催された臨時総会の様子

### 通常総会開催のお知らせ

日時 2021年6月15日(火) 12時30分  
場所 神奈川県民ホール(小ホール) (予定)



神奈川県のアウトライントと天秤をモチーフにした神奈川県弁護士会のロゴマークです。

士会災害復興の支援等に関する会規(会規第43号)の一部改正の件)

\*第4号議案(災害対策基金に関する会規制定の件)

第2号、第4号議案はまとめて審議され全会一致で可決承認された。

\*第5号議案(神奈川県弁護士会会則一部改正の件)

5月に開催することが定められている通常総会を6月にも開催できるよう会則を改正するもの。全会一致で可決承認された。

\*第6号議案(2020年度(一般会計・法律相談センター特別会計)補正予算の件)

\*第7号議案(2021年度(一般会計・特別会計)4月から6月分暫定予算の件)

第6号、第7号議案はまとめて審議され賛成多数で可決承認された。

\*第8号議案(神奈川県弁護士会照会手続会規(会規第20号)一部改正の件)

23条照会の申し出をオンラインで行うことができよう会規を改正するもの。全会一致で可決承認された。

\*第9号議案(神奈川県弁護士会弁護士業務市民窓口の設置等に関する会規(会規第34号)一部改正の件)

市民窓口担当員の定員を増やすよう会規を改正するもの。全会一致で可決承認された。

\*第10号議案(死刑執行の停止及び死刑制度の廃止に向けた取り組みを求める決議の件)

まず執行部から、決議案の中に記載された、死刑制度への賛否に関する数字に誤りがあったとして訂正がなされたほか、会員からの指摘を受け、決議の趣旨を字句修正する旨の説明がなされた。これに対し、反対の立場から、事前に議案資料として配布された決議案に誤りがあった状態で決議をすることは適切ではないとの意見があったほか、犯罪被害者のための活動をしている会員もあり、被害者の側にも立つ必要があるのではないかとの意見が出された。また、2割程度の会員

が参加しているに過ぎない場でのような決議をしてよいのか、全会員に対してアンケートを実施する等してコンセンサスを得ることが必要なのではないかといった質問がなされた。

執行部からは、会員全体の関心がさほど高くないと思われることから、関心のある人に総会に来てもらい、議論をした上で方向性を考えていくほかならないと思われとの説明がなされた。

これに対しては、まずは会員に関心をもつてもらうように働きかけをするべきではないか、なぜ少数の会員でこのような決議をしなければならぬのか、大変苦痛であるとの意見が出された。

他方、賛成の立場から、冤罪で死刑が執行されれば取り返しがつかないところ、このような決議をなしうるのは弁護士会のみであるとの意見が出された。

また、死刑は国家権力が命を奪う制度であり、命をもって罪を償うというのは前近代的であるとの意見、諸外国では死刑が執行された後に無実であったことが判明したという事件が多数報告されており、誤判による死刑執行は致命的な結果をもたらすとの意見、死刑存置による一般予防効果は冤罪による不利益を上回るものではないとの意見が出された。

さらに、遺族感情は無視できないが冤罪のリスクを正当化する理由にはならない、国民の死刑存置に対する支持の割合は5割に満たず、支持するとの意見を持つ人も誤判があった場合のことまで考えているとは思えないとの意見が出された。

また、これまで委員会が死刑制度を考えるための映画上映をしたり、人權シンポで問題提起をしたり、会員集会や会内の勉強会を行うなど、死刑制度の廃止に向けた活動を重ね、議論を尽くしてきたとの意見、十分な資料や説明がないままアンケートを行っても深い議論には結びつかないとの意見、死刑問題は人権侵害の最たるものであるとの意見、先進国では現在3か国しか死刑を存置しておらず、死刑制度の廃止は世界的な要請であるとの意見等が出された。

このように、長時間にわたって白熱した議論が交わされ、決議案に対する字句修正がなされた後、賛成多数で可決承認された。

(会員 須山 園子)

(会員 須山 園子)

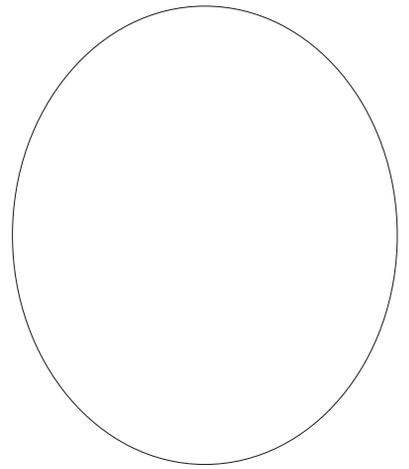
(会員 須山 園子)

(会員 須山 園子)

### 山ゆり

司法研修所の民事弁護教官に任官してまもなく、修習生に出す問題の参考答案を書く機会があった。20年間の実務経験を注ぎ込んだ力作を仕上げて自信満々に教官グループに提出したところ、何人かの先輩教官からダメ出しを頂いた。起案を添削されるのも駆け出しの頃以来なら、正面からダメを出されたのもはじめてという有様で相当凹んだが、おかげで裁判実務の基礎を改めて一から謙虚に学ぶことが出来た▼私の民事弁護教官であった大橋正春先生(当時最高裁判事)に任官の挨拶に伺った際も「司法研修所は修習生が勉強するところではなく、教官が勉強するところだよ」と言われていたので覚悟はしていたが、想像していた以上に勉強しなければならぬことが多く、かなり鍛えられたと思う▼そんな環境を離れ少し緩んできた最近、弁護士として再び初心に立ち返るような気持ちにさせる本と出会った。山浦善樹元最高裁判事による「お気の毒な弁護士」(弘文堂)がそれだ。マチ弁にこだわり続ける著者が修習生や若手弁護士のために著したものが、弁護士であればどの世代でも響く内容だと思う。私も心に火を点けられて燃えるような気持ちで一気

に読んだ。(若田 武司)



議長 高岡 俊之

議長として、改めて、  
会則を瞥見した。  
常議員会は、「第四章  
機関」のうち「第一節役  
員」「第二節総会」「第  
三節常議員会」に位置づ  
く。「常議員会」第七二  
条に常議員会の決議事項  
がごまごま網羅されて  
いる。お読みいただけれ  
ばおわかりと思うが、例  
えば、「入会申込があつ  
たとき」、「会長が弁護士  
法第十三条第一項の事実  
(資格などの虚偽申告)  
を発見しこれを資格審査

# 常議員会考

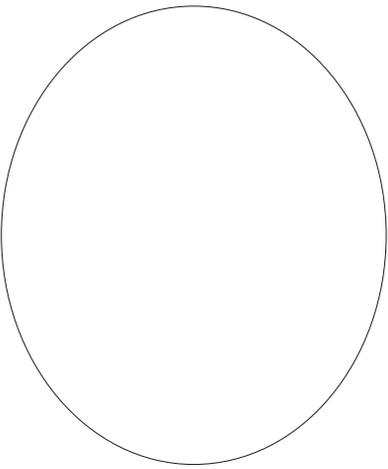
委員会に附そうとする  
き」、「建議又は答申に  
する事項」、「紛議の調  
停に関する事項」など、確  
かに重要事項だが、相互  
には関連性のないと思わ  
れる事項のオンパレード  
である。  
しかも、常議員会は、  
会員の代表者からなる意  
思決定機関であり、一月  
に一回だけでなく、必要  
に応じて随時開催がで  
きる(第六十八条)。  
一体、常議員会の本質  
はなんだろう。  
あくまでイメージであ  
るが、総会▽常議員会▽  
執行部決定である。もっ  
とというと、この不等号式  
のうち、重さというか重

要性というか厳かさが、  
「総会」の方に寄つてい  
る。独断であるので、ご  
容赦願いたい。  
で、常議員会の議長は  
どういう人か。ここから  
が本題である。以上の位  
置づけから、明らかなよ  
うに思われる。  
前述の常議員会の機関  
としての位置づけを十分  
に理解し  
①論点のひとつひとつを  
明確に整理し  
②常議員の発言の一つ一  
つの論旨を明らかにし  
ながら丁寧に取り上げ  
③常議員会内で十分な議  
論をつくすための細心  
の注意をほらい  
④迅速な合意形成をプロ

デュースする  
人である。  
なお、私のいろいろを  
ご存じの会員は、意外と  
思われるかもしれない  
が、私は、人前で筋道立  
てて、話をしたり、説得  
したりすることが実は苦  
手である。数々の「舞台  
はどう説明するのか、と  
詰問されるかもしれない。  
い。あれは別である。な  
ぜか全く緊張しない。お  
そらく、理論的な理解や  
説明が不要で、全く違う  
能力を使用するからでは  
ないかと思う。ホントに  
不思議でならない。  
話を元に戻し、一年間、  
尽力し、誇りある会議を  
形成したいと考える。

# 常議員会 正・副議長あいさつ

## 安心して活発な議論を



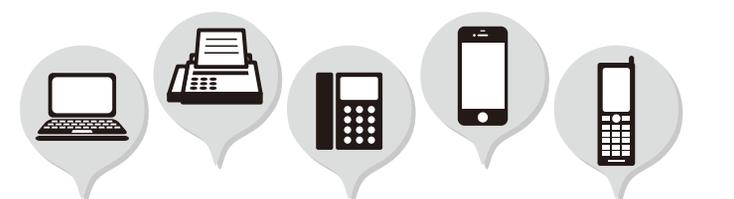
副議長 飯田 学史

今年度の副議長に選任  
されました飯田学史で  
す。修習期は新61期でロ  
ースクールの1期生で  
す。とうとうロースクー  
ル世代が常議員会の副議  
長に就く時代になったの  
かと驚かれる方も多かろ  
うと思いますが、さらに  
驚くことをいうと本年4  
月1日時点の当会の会員  
数は約1740人、その  
うち60期以降の会員が約  
1000人です。当会  
会員の半数以上が60期以  
降の会員で構成されてい

るのだそうです。  
当の本人(私)ですが、  
突然の重責に一番驚いて  
います。しかも、いまま  
で常議員の経験もありま  
せん。コロナ禍だからこ  
そ積極的に少し前向きに  
新しい会務でもやってみ  
ようかと軽い気持ちで立  
候補したものの、あれよ  
あれよという間に急展  
開。軽い気持ちで早々に  
仕舞い込み、飯島副会長  
に作っていただいた副議  
長マニユアル(これは本  
当に素晴らしいです)。

と会則を熟読して、高岡  
俊之議長を補佐し、議事  
が円滑かつ公正に行われ  
るようしっかりと副議長  
の職責を果たしていきま  
す。  
さて、今年度も引き続  
きコロナ禍でのスタート  
となつてしまいました。  
各委員会においてもZoom  
ミーティングなど直  
接面会しない形での会議  
がスタンダードになつて  
きています。常議員会の  
場合もいきなりZoom  
ミーティングとはいかな  
いでしょうが、会則の範  
囲内で行えるだけ効率良  
く、そして安全に議論が  
できるように工夫をして  
いかなければなりません。

まずは昨年に続いて支  
部TV中継を用いること  
が第1回常議員会で決ま  
りました。会場に来て下  
さる常議員の皆様には各  
常議員の座席の間隔を確  
保したり、マイクを都度  
消毒したり、事務局の協  
力を得ながら感染症対策  
にも万全を期して安心し  
て活発な議論ができるよ  
う努めてまいります。  
また、会員の皆様には  
例年にならつて「常議員  
会予定議案のお知らせ」  
を事前に会員Mで流し  
ますし、常議員会が終わ  
った後には議事の内容を  
「常議員会速報」として  
お伝えしてまいります。



## 情報セキュリティを考えるを はじめましょう その28 電子決済

昨今、感染症対策の一  
環として、電子決済が推  
奨されています。  
電子決済とは、電子的  
なデータの送受信によつ  
て決済を処理する方法で  
あり、クレジットカード  
やデビットカードによる  
決済、Suicaなどの  
電子マネー、モバイル決  
済/QRコード決済、P  
ay-easyのような  
銀行決済など種々様々な  
ものがあります。現金を  
持ち歩かなくてもよいこ  
とやポイント還元などの  
メリットから普及率が伸  
びていますが、利用する  
にあつては常に危機意  
識を持ち、セキュリティ  
対策を講じることが必要  
です。

して、ID・パスワード  
を強化し、使い回しを避  
けることが重要です。ま  
た、万一の紛失・盗難の  
場合の備えとしては、利  
用限度額を設定するこ  
と、口頭から支払明細の  
確認を習慣化すること、  
利用停止の連絡窓口を事  
前に確認しておくことが  
できます。  
さらに、ID・パスワ  
ードやカード情報  
などを盗み取ろう  
とするフィッシン  
グメール(実在す  
る企業の名前をか  
たった偽メールや  
SMS)のURL  
は絶対にクリック  
してはなりません。  
なお不正利用  
された場合、補償  
されることもある

ので、補償の有無や条件  
も確認しておくことによい  
でしょう。  
また、スマートフォン  
を利用した決済の場合、  
当然ながら、スマートフ  
ォンそのもののセキュリ  
ティ対策を講じる必要が  
あります。生体認証や2  
段階認証を設定し遠隔操  
作でデバイスをロックで  
きる準備をしておくこ  
と、OSや決済用のアプ  
リを常に最新のものにア  
ップデートしておくこと  
が重要です。  
さらに、偽装されたQR  
コードを読み取り、①  
第三者に支払ってしまった  
り、②フィッシングサ  
イトなどの不正なサイト  
へ誘導されるということ  
もあるようです。です  
から、①紙に印刷されたQR  
コードは改ざんしやす  
いので利用しない、②QR  
コードでリンクを開く  
場合、必ずリンクアドレ  
スをチェックすることも  
重要です。  
電子決済は広く利用さ  
れていますが、今一度、  
システムごとにセキュリ  
ティ対策を見直すことを  
お勧めします。

(会員 永野 真理子)





# 新人弁護士奮闘記

ついに、このときがやってきた。72期の新人弁護士奮闘記である。

2年目を迎えて心新たに

かもしれない。相手方代理人)や検察官はもうろんのこと、裁判官、保険会社、債権者、(まだ経験はないが)時には依頼者と衝突することもある。

## 日々奮闘

72期 会員 兼島 俊

きないので、去年私が担当した中で特に印象に残った事件を紹介しようと思う。

事実の概要としては、否認の覚醒剤事犯であ

た。そこで、私も違法収集証拠として尿の鑑定書の証拠能力を争う主張をしたが、結果は、医師による医療行為の必要があったとして採尿行為は適法。

と、去年1年間の出来事を思い返してみよう。奮闘記?うーん、日々の自分の姿(照れ)などごまかした投稿で終わらせることも

そう考えると日々の業務が既に奮闘記なわけだが、「奮闘記?うーん、日々の自分の姿(照れ)などごまかした投稿で終わらせることも

り、被告人は、自身の同意なく(本人の記憶では明確に拒否した)医師により強制的に採尿されたとして、徹底的に争いたいとの意向を持ってい

鑑定書の証拠能力も認められ有罪判決となっていました。被告人は言いたいことは全て言えたと控訴しなかったが、私は結果を出せなかったことが非常に悔しかった。

弁護士の業務には重大な責任が伴う。そうであるからこそ、1年目から常に闘う必要がある、それはずっと変わらないのだと思う。始まったばかりの弁護士人生、今後も奮闘していきたい(適度に休みつつ)。

また、早朝、夜間、土日を利用してミーティングがやりやすくなったため、平日の日に余裕が生まれ、自宅で息子の受

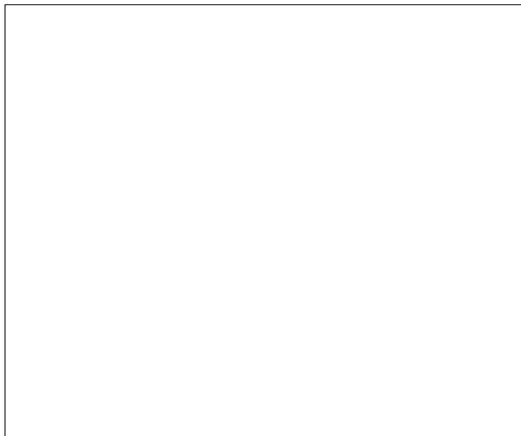
# How About ADR? 5

## 毎年開催、会員向け研修会

これまで4回にわたり、紛争解決センターが取り扱うADR手続の特徴等について説明させていただいた。紛争類型にとらわれることなく、話し合いでの解決を目指すための一手段としてADR手続が存在することをご理解いただけたと思う。

また、現在では、専門的な事件や訴訟になじまない紛争解決の更なる一助になるべく、様々な機

関でADR手続が設置されている。当センターでは、会員の先生方に、様々な機関に設置されているADR手続の特徴やアピールポイントを知らせていただくべく、毎年、会員向け研修会を行っており、多くの会員、特に新規登録会員の方からご好評をいただいている。



Zoomウェビナーでの研修会の様子

- 山翔一弁護士(第二東京)
- 益財団
- 法人全
- 国中小
- 企業振
- 興機関
- 協会の
- 山崎弘
- 久氏、
- 公益財
- 団法人
- 日本ス
- ポーツ
- 仲裁機
- 構の杉

今年も、3月5日に、境界問題相談センターかながわの西田貴慶氏、公

Zoomウェビナーでは、山翔一弁護士(第二東京)を講師にお招きして、会員向け研修会を開催した。新型コロナウイルス感染拡大予防の観点から、Zoomウェビナーを利用した。多くの会員の皆様に参加していただいた。各講師の方からは、具体的事例をもとに、各機関におけるADR手続の特徴やメリット、ADR手続を利用したからこそ解決に至ったといえるであろう事例の紹介などがなされた。

会員の皆様には、この研修会をきっかけに、紛争解決の一手段としてADR手続を選択肢に入れていただくにとどまらず、どの機関が設置しているADR手続を取ることが紛争類型に鑑み好ましいかを検討していただきたい。

昨年4月に緊急事態宣言が発令され、様々な影響が出たが、今回は仕事での良かった影響に絞って書いてみたい。

◆時間の使い方が変化  
緊急事態宣言の発令と同時に、打合せをweb方式に統一した。

◆出勤が最小限に  
昨年はオンラインピックの開催が予定されていたため、もともとその期間中はテレワークにする予定であった。

◆これから  
今までと同じ働き方が通用しない時代になったからこそ、自分の特技を生かして新サービスにもトライしている。その話はまだ機会があれば、志ある経営者の参謀として、新しい弁護士の形を提案できたらと思う。

### Lawyer's コラム

## コロナ禍で

## 変わった働き方

試験勉強をサポートできた。時には夫婦で平日ランチを楽しめるようになったりしたのは幸いだった。

◆これから  
今までと同じ働き方が通用しない時代になったからこそ、自分の特技を生かして新サービスにもトライしている。その話はまだ機会があれば、志ある経営者の参謀として、新しい弁護士の形を提案できたらと思う。

◆これから  
今までと同じ働き方が通用しない時代になったからこそ、自分の特技を生かして新サービスにもトライしている。その話はまだ機会があれば、志ある経営者の参謀として、新しい弁護士の形を提案できたらと思う。

### 編集後記

令和3年も早や4分の1を経過し、新しい年度も始まった。いつもながら時の流れの速さを嘆いている。この間、ニュースの主役はやはり新型コロナウイルスで、まん延防止だ、新型ワクチンだ、と新たな話題にも事欠かない。新型コロナウイルス以前の生活が早く戻ってきますように。

- デスク 久保 義人
- 記者 須山 園子
- 青山 良治
- 土居 久子
- 田鍋 智之
- 飯島 麻樹